

事業計画の特徴

- 事業者向け太陽光補助について、延床面積300～2,000㎡未満の建物を新築又は建築する場合は建築主に対して一律3万MJ、2,000㎡以上の建物の場合は延床面積に応じて6万～45万MJ以上の再エネ設備の導入を義務化する**再エネ設備導入義務化条例**（H24.4から特定建築物に対して義務化し、R4.4から準特定建築物に対象拡大等）を施行しているところ、**条例義務を超えて導入する部分に補助を実施**。
- 事業者が金融機関とともに設定した排出削減目標を達成した際に**低利融資を受けられる制度である「京都ゼロカーボン・フレームワーク」**により事業者の負担軽減を図る。
- 個人向け太陽光発電設備（蓄電池セット）導入支援として、**府費による上乗せ協調補助を実施**するとともに、太陽光発電設備について、**府が実施する共同購入事業を活用**し、効率的に事業を実施。

※個人・事業者向け太陽光発電設備等の補助について、先行地域又は重点対策加速化事業に採択されている府内団体は対象外。

事業計画の概要（民間） 再エネ：19,075kW

取組（個人）	規模
太陽光発電設備の導入	・2,200件 ・11,000kW
蓄電池の導入	・2,200件 ・15,400kWh
高効率給湯器の導入	・180件
コージェネレーションシステムの導入	・180件

取組（事業者） 規模

取組（事業者）	規模
太陽光発電設備の導入	・617件 ・8,075kW
蓄電池の導入	・154件 ・1,677kWh
水素燃料電池の導入	・4件
水電解装置の導入	・4件

事業計画の概要（公共） 再エネ：35kW

取組	規模
公共施設への太陽光発電設備の導入	1件、35kW
公共施設への蓄電池の導入	1件、15kWh

事業計画の効果・費用

再エネ導入	CO2削減	事業費	交付金額	計画期間
19,110kW	196,231 t-CO2	73.9億円	12.6億円	令和6年度 ～ 令和10年度

取組のイメージ

<京都府の条例による再エネ設備導入義務>

